

「優先調達推進法第2条第4項に定める障害者就労施設等及び共同受注窓口」に係る分類は以下の通りです。（調達先分類）

分類	施設（事業所）等	確認書類
a	① 就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所（優先調達推進法第2条第2項第1号） 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設。	都道府県等から指定を受けていることが分かる書類 又はホームページ等
	② 就労移行支援事業所（優先調達推進法第2条第2項第1号） 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う施設。	都道府県等から指定を受けていることが分かる書類 又はホームページ等
	③ 生活介護事業所（優先調達推進法第2条第2項第1号） 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する施設。	都道府県等から指定を受けていることが分かる書類 又はホームページ等
	④ 障害者支援施設（優先調達推進法第2条第2項第1号） 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）	都道府県等から指定を受けていることが分かる書類 又はホームページ等
	⑤ 地域活動支援センター（優先調達推進法第2条第2項第1号） 障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。	都道府県等に届出を行っていることが分かる書類 又はホームページ等
	⑥ 小規模作業所（優先調達推進法第2条第2項第2号） 障害者基本法第18条第3項の規定にされ、障害者の地域社会における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設。	都道府県等から認められていることが分かる書類 又はホームページ等
b	・共同受注窓口（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）） 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う団体。	都道府県等から共同受注窓口として認められていることが分かる書類 又はホームページ等
c	① 特例子会社（優先調達推進法施行令第1条第1項） 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。	都道府県労働局又はハローワークからの認定通知（写） 又はホームページ等
	② 重度障害者多数雇用事業所（優先調達推進法施行令第1条第2項） 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所。 （以下の要件の全てを満たす事業所） 1. 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数（短時間労働者は1人当たり0.5人）が5人以上 2. 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上 3. 障害者のうちに重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上	別紙〈計算ツール〉又は事業所の体制図や独自に作成した申告書等
	③ 在宅就業障害者（優先調達推進法第2条第3項） 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。	当該業務を在宅就業にて実施していることが分かる資料等
	④ 在宅就業支援団体（優先調達推進法第2条第4項） 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。	厚生労働大臣が発行した登録通知書（写） 又はホームページ等

※国や指定権者が運用するホームページの最新情報で確認することが望ましい
※調達先の施設（事業所）情報が最新でない場合もあるため、国や指定権者が運営するホームページも確認すること